



栃木県公報

令和5(2023)年
6月13日(火)
第412号

目次

告示

○解除予定保安林	509
○道路の区域の変更	509
○道路の供用開始	510

公告

○鳥獣保護区の変更予定	510
○特別保護地区の指定予定	514
○患畜の届出	520

告示

栃木県告示第245号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5(2023)年6月13日

栃木県知事 福田 富一

I

- 解除予定保安林の所在場所
那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 解除予定保安林の所在場所
日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年6月13日から同年7月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年6月13日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 鹿沼足尾線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
15	前	鹿沼市下南摩町字宿437から 鹿沼市下南摩町字大橋231-1まで	9.9～11.4	358.4	
	後	鹿沼市下南摩町字宿437から 鹿沼市下南摩町字大橋231-1まで	12.8～15.0	358.4	

栃木県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年6月13日から同年7月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年6月13日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
70	主要地方道 宇都宮今市線	宇都宮市桜5丁目1555-3から 宇都宮市中之沢町169-9まで	令和5（2023）年 6月13日

（道路保全課）

公 告

○鳥獣保護区の変更予定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により鳥獣保護区の変更をしようとするので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案を、栃木県環境森林部自然環境課及び栃木県県西環境森林事務所において、令和5（2023）年6月13日から同月27日まで一般の縦覧に供するので、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

令和5（2023）年6月13日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区 の名称	鳥獣保護区 の区域及び面積	鳥獣保護区 の存続期間	鳥獣保護区 の保護に関する指針の案
日光 鳥獣保護区	1 区域 日光市山内地内の県道日光今市線と一般国道120号との交点を起点とし、同所から同国道を西進し日光市道日32127号線との接点に至り、同所から同市道を北進し林道御堂山線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み女峰山登山道と	令和5（2023）年 11月1日から令和 15（2033）年10月 31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分大規模生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的当該地域は、栃木県北西部の日光国立公園内に位置し、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地

の交点に至り、同所から同歩道を西進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を北進し平成30年度樹立（令和3年度変更）鬼怒川森林計画区日光地区31林班と32林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み日光地区32林班ア準林班3A小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北進し日光地区32林班ア準林班3C小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北西に進み天狗沢第三床固に至り、同所から日光地区32林班ア準林班1小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界を北東に進み稲荷川滝尾堰堤に至り、同所から同河川右岸を南東に進み県道日光今市線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域及び日光市中宮祠地内の一般国道120号と第一いろは坂との交点を起点とし、同国道を南東に進み第二いろは坂との交点に至り、同所から同坂を西進し国有林日光市林管理署615林班り小班と民有林との林班界に至り、同所から同林班界を南進し同国有林615林班ち小班とり小班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し同国有林228林班と615林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み同国有林615林班と1128林班との林班界に至り、同所から同林班を南西に進み同国有林1127林班と1128林班との林班界に至り、同所

域である。このような自然環境を反映して、森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獣類としてニホンジカ、ニホンザル等多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型ほ乳類が生息している。

このため、当地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、県指定鳥獣保護区の区域を拡張し、存続期間を更新するものである。

3 管理方針

- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

から同林班界を南進し日光市中宮祠と同市足尾町との字界に至り、同所から同字界を南西に進み中禅寺湖スカイラインとの交点に至り、同所から同道路を南西に進み国有林日光森林管理署233林班と265林班との林班界の尾根に至り、同所から同尾根を南進し赤倉山山頂に至り、同所から国有林と民有林との境界を南西に進み日光地区24林班カ準林班16小班と24小班との境界の尾根に至り、同所から同尾根を西進し足尾ダムに至り、同所から日光市道足101001号線を南進し日光市道足122001号線との接点に至り、同所から同市道を西進し林道舟石線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み舟石沢との接点に至り、同沢を南進し庚申川との合流点に至り、同所から同河川を西進し国有林日光森林管理署253林班と254林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し栃木県と群馬県との行政界に至り、同所から同行政界を北進し日光市湯元と同市川俣との字界に至り、同所から同字界を東進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南西に進みさらに北西に進みさらに南進し野州原林道に至り、同林道を西進し日光二荒山神社中宮祠から志津小屋に至る山道に至り、同山道を南西に進み日光地区59林班イ準林班3A小班と2E小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区59林班イ準林班3A小班と1D小班との境界に至

	<p>り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班ウ準林班4A小班と2D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班ウ準林班とイ準林班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光地区57林班イ準林班5A小班と4E小班との境界に至り、同所から同境界を南進し日光地区57林班イ準林班5A小班と3D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区57林班ア準林班7A小班と6D小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光地区56林班と57林班との境界に至り、同境界を南東に進み国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南東に進み一般国道120号との接点に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 21,792ヘクタール</p>		
<p>鹿沼岩山 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 鹿沼市下沢地内県道鹿沼日光線と市道0009号線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道2217号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2006号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0009号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0308号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1065号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1873号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1041号線との交点に至</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、鹿沼市東部の日光・足尾山系から平地へ伸びる裾野に位置し、スギ、ヒノキ等の針葉樹植林やコナラ等を主とした落葉広葉樹林など林相に富む地域である。このような自然環境を反映して、ニホンジカ、ニホンカモシカ等の中型ほ乳類やキビタキ、オオルリ等の森林性鳥類が生息し、里地から平地の山林生息系が見られる。 このため、当地域は鳥獣の生息に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の区域を拡張し、存続期間を更新するも</p>

り、同所から同市道を北東に進み県道板荷玉田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道1039号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道0013号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに西進し東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に進み市道0348号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道0002号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 面積

1,011ヘクタール

のである。

3 管理方針

- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

○特別保護地区の指定予定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案を、栃木県環境森林部自然環境課及び栃木県西環境森林事務所において、令和5（2023）年6月13日から同月27日まで一般の縦覧に供するので、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

令和5（2023）年6月13日

栃木県知事 福田 富一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針の案
切込刈込湖 特別保護地区	1 区域 国有林日光森林管理署1092林班口2小班、1097林班ろ、は、に1、に2、ほ、へ、と、り、イ1、イ2、ロ小班、1098林班い～は、イ1～ロ	令和5（2023）年11月1日から令和15（2033）年10月31日まで	1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区 2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ

	<p>小班の一円の区域 2 面積 552ヘクタール</p>		<p>マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、当区域は切込湖刈込湖を含み、オオシラビソ、コメツガ等を中心とした天然林等の多様な自然が多く残されていることから、ニホンカモシカなどの大型獣類や、ウグイス、センダイムシクイなどの森林性鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>湯ノ湖 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1065林班は1、は2、に、ほ 小班の一円の区域 2 面積 72ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区 2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、湯ノ湖地域は、湯ノ湖とその周辺のシラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、マガモ、キンクロハジロなどの水鳥類や、コマドリ、コルリなどの</p>

			<p>森林性の鳥類が数多く生息しており、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>前白根特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1041林班、1042林班、1043林班、1091林班い1、い2、ろ、は、ロ1、ロ2小班の一円の区域</p> <p>2 面積 817ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、前白根の区域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、コマドリ、コルリなどの森林性の鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の</p>

			<p>点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
戦場ヶ原特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1052林班ほ、イ小班、1054林班、1061林班イ小班、1102林班る2、か、二2小班、1103林班イ、ハ2、ハ4小班的一円の区域</p> <p>2 面積 331ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、戦場ヶ原の区域は、戦場ヶ原・小田代原湿原を中心とし、地形は高層湿原、河川、森林と変化に富んでいる。マガモなどの水鳥類、クマタカ、イヌワシ等の猛禽類、コマドリ、コルリ等の森林性の鳥類が数多く生息し猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥類が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
西ノ湖特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1001林班、1002林班い小班、</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体</p>

	<p>1012林班い小班、 1013林班い1、い 2小班の一円の区 域</p> <p>2 面積 107ヘクタール</p>		<p>山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 林帯等この地域を代表する森林植生が含ま れる地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、 イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域 に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地 域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、西ノ湖の 区域は、西ノ湖を中心とし周囲はシラビソ、 コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が 多く残されていることから、マガモ、キンク ロハジロ等の水鳥類、アカゲラ、コマドリ等 の森林性の鳥獣が数多く生息し、ツキノワグ マが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含 む多様な鳥類が生息するための中核的な区域 となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中 でも特に保護を図る必要がある区域であると 認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図 るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の 点検及び必要に応じ設置を行う。また、随 時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合に は、被害の状況、講じられている防除対策 等を十分に審査した上で許可するものとす る。</p>
<p>中 禅 寺 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林 管理署1115林班、 1116林班は小班、 1117林班、1118林 班、1119 林 班、 1120林班、1121林 班、1122林班は、 へ、と小班の一円 の区域</p> <p>2 面積 689ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年 11月1日から令和 15(2033)年10月 31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 林帯等この地域を代表する森林植生が含ま れる地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、 イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域 に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地</p>

			<p>域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、中禅寺湖南側の区域は、コメツガ、ブナ、ミズナラ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、クマタカやツキノワグマが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>庚申山 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署255林班ほ小班、256林班は小班、263林班よ、た、れ、そ1、そ2、そ3、つ、ハ3小班、及び日光市足尾町木ノ面5494番地の一円の区域</p> <p>2 面積 870ヘクタール</p>	<p>令和5(2023)年11月1日から令和15(2033)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、庚申山周辺区域では、シラビソ、コメツガ、ブナを中心とした天然林等、多様な自然が多く残されていることから、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の獣類や、クマタカ、ノスリ等の猛禽類が採食、繁殖を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域である</p>

と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 管理方針

- (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

(自然環境課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年6月13日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須町	令和5（2023）年6月1日	法令殺

(畜産振興課)